平成２６年（フ）第４１９６号
大阪府高槻市浦堂３丁目１番14号
債務者　加藤　英明
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３６８号
横浜市緑区西八朔町775番地１　メゾン・ド・ベル青葉台104号
債務者　小堀　雅行
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３６９号
横浜市緑区西八朔町775番地１　メゾン・ド・ベル青葉台104号
債務者　小堀　祐子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３７６号
神奈川県藤沢市辻堂東海岸２丁目16番１号　三輪アパート202
債務者　ベルティウム　アンドレイ
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５５５号
横浜市戸塚区下倉田町447番地１　エリールカネヨシ108号
債務者　高畑　伸介
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５９２号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン９―４号棟501号
債務者　吉田　裕子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０３号
東京都町田市図師町626番地１コーポ加藤102
債務者　小林　圭介
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７４４号
東京都国立市富士見台２丁目９番地の５ヴィルノール国立406
債務者　渡邉登美子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７５１号
東京都八王子市椚田町572番地５ベルゾーネ清水203号
債務者　和田　優子
1　決定年月日時　平成26年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第３２４号
熊本県上益城郡益城町上陳540番地１
破産者　未来テック株式会社（旧商号有限会社ミヤベ）
1　決定年月日　平成26年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６５号
川崎市宮前区平１丁目11番36―101号
破産者　フレシャス・キッチン株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４２号
新潟県燕市燕1164番地
破産者　柄沢　光幸
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第５７１０号
大阪市中央区本町橋５番19号　東大成ビル
破産者　東光繊維株式会社
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４８７号
大阪市生野区林寺２丁目４番29号
破産者　有限会社ももさき
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６０３号
大阪市中央区谷町６丁目14番１号
破産者　有限会社ヨコイオプティカル
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６８０号
大阪市中央区南船場３丁目５番27号　アルファ心斎橋ビル403
破産者　合同会社セイクラム
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３号
大阪府松原市天美西５丁目123番地の１
破産者　有限会社光栄ホーム
1　決定年月日　平成26年10月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係